今年6月現在の 住宅用火災警報器 設置率が発表されています。

В Α

平成26年6月1日 現在

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	79. 6%	66. 9%	三重	76. 8%	63. 5%
北海道	84. 8%	75. 4%	滋賀	83. 7%	68. 4%
青森	68. 3%	52. 4%	京都	83. 9%	68. 8%
岩手	87. 5%	82. 1%	大阪	82. 6%	77. 0%
宮城	88. 3%	65. 0%	兵庫	82. 6%	69. 4%
秋田	78. 5%	69.0%	奈良	75. 3%	68. 8%
山形	79. 3%	65. 2%	和歌山	82. 1%	73. 9%
福島	73. 1%	64.6%	鳥取	83. 7%	66. 7%
茨城	69.6%	61.5%	島根	81.5%	62. 4%
栃木	67. 2%	59.9%	岡山	60. 7%	37. 9%
群馬	68. 4%	59.3%	広島	87. 9%	71. 7%
埼玉	72. 5%	60. 4%	山口	86. 8%	79. 5%
千葉	74. 5%	66. 9%	徳島	69. 8%	60. 9%
東京	85. 3%	68. 2%	香川	76. 5%	68. 4%
神奈川	84. 4%	68. 4%	愛媛	82. 9%	72. 7%
新潟	81. 9%	73. 8%	高知	71. 8%	61.5%
富山	86. 9%	79. 4%	福岡	72.6%	68.0%
石川	87. 6%	85. 4%	佐賀	67. 5%	47. 8%
福井	94. 5%	89. 1%	長崎	79. 5%	66.0%
山梨	68. 8%	60. 5%	熊本	82. 7%	67.0%
長野	79. 4%	64. 5%	大分	81.0%	67. 6%
岐阜	80. 5%	67. 1%	宮崎	74. 2%	72. 3%
静岡	74. 8%	68.3%	鹿児島	89. 4%	80. 2%
愛知	77. 8%	49.0%	沖縄	63. 4%	47. 4%







A 設置率

平成26年6月1日 現在

各市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(条例適合世帯を含む)の全世帯に占める割合をいいます。

B 条例適合率

各市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分全でに 設置されている世帯の全世帯に占める割合をいいます。

お住まい地域の火災予防条例で設置場所のご確認を御願い致します。

皆様の御家庭はもう 大丈夫ですよね!

新築住宅については 平成十八年6月1日より 義務化されました。

既設住宅に対する期限は、それぞれお住まいの各自治体が決めましたが、平成23年 6月1日までには義務化が終了しています。

新築で最初期に設置された警報器はあと数年で、バッテリーの使用期限が終了します(10年タイプで、正常状態のもの)。

常に鳴っているものではありませんので、よーく誤注意ください。 御使いの

機器のバッテリー交換時期が、どのように知らされる(ブザーだけ、音響とメッセージ、など)のか、取扱説明書でご確認ください。





